

事務連絡
平成 29 年 3 月 7 日

各都道府県男女共同参画担当課(室)
各政令指定都市男女共同参画担当課(室) 御中

内閣府男女共同参画局推進課

女性活躍推進法に基づく推進計画の策定について（依頼）

平素より女性の活躍推進に御理解及び御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 6 条に基づき、都道府県及び市町村におかれては、区域内での女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「推進計画」という。）の策定に努める必要があります。また、第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）においては、推進計画の策定について数値目標が設定され、その策定の促進を図っているところです（参考 1）。現在把握している策定状況等につきましては、別紙 1～2 のとおりです。都道府県では、平成 29 年度までに全て策定予定となっており、市町村では、47%（政令指定都市は 95%）が今後策定予定となっています。

つきましては、推進計画の策定・公表に関する留意事項等について、下記のとおりまとめましたので、都道府県、政令市におかれては、着実な推進計画の策定・公表及びこれに基づく取組に努めていただくとともに、都道府県におかれては、管内市町村への推進計画策定・公表、特に男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条に基づく男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」という。）が策定されていない団体については、両計画の策定・公表に向けた働きかけをお願いいたします。

記

1. 推進計画の策定・公表に関する留意事項

- （1）推進計画の策定の必要性、策定手順について、別紙を参照した取組が望まれます。
- （2）推進計画については、法において女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（平成 27 年 9 月 25 日閣議決定。以下「基本方針」という。）（参考 2）を勘案して策定することとされており、具体的な柱立てや内容は、地域の実情に応じ、各地方公共団体で決定可能です。ただし、各施策の実施時期、当該施策により達成しようとする目標を具体的に記載することが重要です。
- （3）統一的な目標の設定はありませんが、第 4 次男女共同参画基本計画における数値目標を参考にすることも効果的です。
- （4）男女共同参画計画と一体のものとして策定することも可能であり、男女共同参画計画の改定等の際に基本方針を勘案した上で、推進計画と一体のものとして策定・改定することは差し支えありません。

- (5) 男女共同参画計画と一体のものとして策定する場合は、以下の記載例を参考に、計画内に、法に基づく推進計画である旨、推進計画に該当する施策・目標等の範囲を明確に記載してください。

＜男女共同参画計画と一体のものとして策定する場合の記載例＞

- 法に基づく推進計画である旨の記載例

「この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 6 条に基づく推進計画として位置づけます。」

- 推進計画に該当する施策・目標等の範囲の記載例

例 1：計画の冒頭で次のように記載

「推進計画に該当する施策等は、第〇章〇〇及び第〇章となります。」

例 2：推進計画に該当する項目の末尾等に次のように記載

「（推進計画関係）」

2. 推進計画未策定市町村について

(1) 男女共同参画計画策定済み市町村について

男女共同参画計画策定済み市町村については、以下のとおり、都道府県より特段の働きかけ等をお願いします。

ア 今年度以降、男女共同参画計画の改定作業を行う市町村

市町村においては、上記留意点を踏まえ、地域の実情に応じた推進計画の策定が望まれます。

なお、女性の職業生活における活躍の推進に関しては、男女共同参画計画の一分野として、既に様々な取組を実施している市町村も多く、男女共同参画計画と併せて策定することも可能とされています。

しかしながら、今年度、男女共同参画計画の改定作業を行うと想定される市町村（男女共同参画計画の計画期間の終期が平成 28 年度である 229 市町村）のうち、半数は今年度推進計画を策定予定とされているものの、3 分の 1 は推進計画を「策定する予定はない」、「見通しが立っていない」等となっています。

＜男女共同参画計画の計画期間の終期が平成 28 年度である市町村の推進計画策定予定＞

推進計画 策定予定	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度以降	見通しが 立ってい ない	策定する 予定はな い	未回答	計
市町村数	118	20	8	53	20	10	229
割合	51.5%	8.7%	3.5%	23.1%	8.7%	4.4%	100%

（平成 28 年 3 月 25 日付け「女性活躍推進法に基づく各計画策定・公表等の状況調査について（依頼）」に対する回答状況等）

都道府県におかれては、別紙 2 の市町村別の策定状況等を御確認の上、今年度の男女共同参画計画の改定作業に併せて推進計画が確実に策定されるよう、特段の働きかけをお願いいたします。

来年度以降の男女共同参画計画の改定を予定している団体においても、推進計画が併せて策定されるよう同様に働きかけをお願いいたします。

また、男女共同参画計画と一体のものとして策定する場合は、1.(5)に留意し、法に基づく推進計画である旨等を記載してください。

なお、男女共同参画計画の計画期限が当面到来しない団体については、地域の必要性を踏まえ、推進計画の策定や男女共同参画計画の修正等を検討する必要がありますが、推進計画等については、国において、下記3.の措置を講じていることから、これらを踏まえて取り組んでください。

イ 基本方針決定後に男女共同参画計画が策定（又は改定）された市町村

基本方針決定（平成27年9月25日）後に男女共同参画計画が策定（又は改定）され、別紙2のとおり、男女共同参画計画を「推進計画と一体」として策定している場合で、推進計画が策定済みとなっていない市町村（55市町村）については、計画掲載URLの連絡漏れの可能性があります。1.(5)のとおり、計画内に法に基づく推進計画である旨が記載されている場合は、当該計画の掲載URLを御回答ください。

なお、計画内に法に基づく推進計画である旨が記載されていない場合は、推進計画を策定したこととはなりませんので、基本方針等を勘案して男女共同参画計画と一体として推進計画を策定している場合は、計画内に法に基づく推進計画である旨等を記載し、公表でき次第、当該計画の掲載URLを御回答ください。

(2) 男女共同参画計画未策定市町村について

都道府県におかれては、推進計画が策定されるよう働きかけるとともに、第4次男女共同参画基本計画で男女共同参画計画策定の数値目標が設定されていることも踏まえ（参考1）、男女共同参画計画の策定が進められるよう併せて特段の取組をお願いします。

3. 支援措置等（参考3～5）

(1) 地域女性活躍推進交付金

推進計画に位置付けられた事業（策定予定の推進計画に位置付けられる予定の事業を含む）が地域女性活躍推進交付金の対象となっていますので、活用してください。

(2) 地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣事業

推進計画の策定や男女共同参画計画の策定（改定）に係る事業等にアドバイザーを派遣し、地域の取組を支援するアドバイザー派遣事業を平成29年度においても実施予定であるため、活用してください。

(3) 地方交付税措置

推進計画の策定に要する経費は地方交付税措置されています。

【本件回答・問合せ先】

内閣府男女共同参画局推進課 女性活躍推進係
山崎、原田

直通：03-6257-1181

e-Mail：g.josei@cao.go.jp

【推進計画策定の必要性、策定手順】

1. 推進計画策定の必要性

法第6条において、都道府県及び市町村は、基本方針（市町村においては、都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとされ、基本方針において、推進計画策定の必要性について、以下のとおりとされています。

「女性の有業者に占める割合や管理職に占める割合等、女性の職業生活における活躍状況は地域によって異なっていることを踏まえると、我が国全体として効果的に女性の活躍を推進するためには、国が実施する施策に加え、職業生活を営み、又は営もうとする女性にとって身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進することが重要である。また、地方創生に当たっては女性の活躍が鍵であり、活力ある地域社会の実現に向けて女性の活躍を推進する意義は大きく、この取組を計画的かつ効果的に進めるため、地方公共団体においては、法第6条に基づく、都道府県推進計画又は市町村推進計画（以下「推進計画」という。）を策定することが望ましい。

なお、女性の職業生活における活躍の推進に関しては、男女共同参画社会基本法に基づく「都道府県男女共同参画計画」又は「市町村男女共同参画計画」（以下「男女共同参画計画」という。）の一分野として、既に各地方公共団体において様々な取組が実施されているところ、これまでの取組を踏まえつつ、基本方針を勘案し、今後更に効果的な取組が推進されることが期待される。

この際、法に基づく推進計画と男女共同参画計画を一体のものとして策定することも考えられる。」

2. 推進計画策定等に向けた手順

（1）庁内横断的な推進体制の整備

庁内横断的な連絡会議を設置するなどして、女性の職業生活における活躍を行政全体として推進してください。この場合、既存の推進体制を活用することも考えられます。

（2）地域の実情、住民ニーズの把握

女性の職業生活における活躍に関する地域の現状と課題（生産年齢人口に占める女性の有業者や就業希望者の割合、管理職に占める女性の割合、男性の長時間労働の割合や育児休業取得割合、ポジティブ・アクション等に取り組む域内の一般事業主の割合、職業生活に関する住民の意識、法第18条第2項に基づく住民からの相談内容等）を把握し、優先的に取り組むべき課題や実効性のある施策を検討してください。

この際、住民や各種団体を対象とした説明会や意見交換会の開催、推進計画案についての意見募集の実施等に努めることが望まれます。なお、法第23条第1項に基づく協議会を活用することも有用です。

(3) 市町村における都道府県推進計画の勘案

市町村においては、都道府県推進計画が定められている場合は、基本方針及び都道府県推進計画を勘案して策定してください（法第6条第2項）。また、都道府県推進計画の策定前に市町村推進計画を策定する場合で、両推進計画の策定に向けた作業が並行して進められているときは、齟齬が生じないように情報共有しながら策定を行ってください。

(4) 推進計画の策定・公表

推進計画を定めた時は、遅滞なく公表する必要があります（法第6条第3項）。推進計画に沿って、地域ぐるみの取組が推進されるよう、インターネットの利用、広報誌への掲載等、適切な方法で公表してください。

(5) 実施状況の点検・評価

推進計画に基づく施策の実施状況を点検・評価し、その結果を次年度以降の取組に反映させる、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立することが重要です。その際、住民や一般事業主、各種団体等、関係者の意見を広く聴取することが望めます。なお、施策により達成しようとする目標については、数値目標を設定するなど、取組の効果を客観的に検証できるような目標とすることが望めます。

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）（抄）

I あらゆる分野における女性の活躍

第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

＜成果目標＞

項 目	現 状	成果目標（期限）
女性活躍推進法に基づく推進計画の策 定率	—	都道府県：100% 市区：100% 町村： 70% （平成 32 年）

2 地方創生における女性の活躍推進

施策の基本的方向	
人口減少が進む中、将来にわたり持続可能な地域社会を構築するため、国と地方が一体となった地方創生に当たっては、女性の活躍が鍵であることを認識し、地域の実情に応じた働く場の確保や働き方改革の取組を始め、地域における女性の活躍を推進する。	
具体的な取組	担当府省
イ 地域における女性の活躍推進に向けた環境整備 ① 女性活躍推進法を踏まえ、女性の活躍推進のための取組が効果的かつ円滑に実施されるよう、推進計画を策定するとともに、協議会を組織することなどを通じて、国、地方公共団体、地域経済団体、地域金融機関、農林水産団体、ＮＰＯ等の地域における多様な主体による連携体制を整備するよう、地方公共団体等に対して要請する。 ② 地域の実情に応じた地方公共団体の取組を支援することにより、地方公共団体が、地域の関係機関・団体との連携体制の下、女性の置かれた様々な状況に応じて適切な助言や情報提供を行う総合的な支援体制を整備することなどを促進する。	内閣府 内閣府

＜成果目標＞

3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化（地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合等）

-7-

【関係規定】

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（抄）

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（平成 27 年 9 月 25 日閣議決定）（抄）

第 1 部 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

3 女性の職業生活における活躍の推進の基本的な考え方

（1）法の対象

法第 1 条において「自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること」を「女性の職業生活における活躍」と定義しているとおり、法は、正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、既に働いている女性は当然のこと、これから働こうとしている女性も含め、自らの希望により、働き又は働こうとするすべての女性を対象とするものである。

（2）法の基本原則

基本方針は、基本原則にのっとり定めなければならないとされているところ、法第 2 条に定める基本原則の内容は以下のとおりである。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として行うこと。
- ② 女性の職業生活における活躍の推進は、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動についてその役割を果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として行うこと。
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

（中略）

（3）女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会

ー就業希望など働く場面における女性の思いを実現するー

トップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備することなどにより、就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない約 300 万人に上る女性の希望の実現が図られる。また、責任ある地位での活躍を希望する女性の割合が高まり、女性の登用が促進される。

このように、働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や職場でステップアップしたいと希望する女性等、自らの意思によって働き又は働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女が共に、多様な生き方、働き方を実現でき、それにより、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図る。

(4) 事業主の取組に必要な視点と行政の役割

事業主が、女性の職業生活における活躍を推進するに当たっては、(2)の基本原則を踏まえつつ、以下の視点を持って、自ら実施すべき取組を検討し、実施していくことが求められる。

一方、行政は、事業主が、取組を円滑かつ効果的に実施できるよう法に基づく必要な支援を行うとともに、公的サービスの提供主体として、女性に対する支援措置や、保育環境の整備を始めとする職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備を図ることとする。併せて、女性の働き方に中立的な税制・社会保障制度等に向け第4次男女共同参画基本計画期間中のできるだけ早期に見直しを行うなど、女性の職業生活における活躍の推進に資する制度の改革を加速化させる。

- トップが先頭に立って意識改革・働き方改革を行う。(中略)
- 女性の活躍の意義を理解し、女性の活躍推進に積極的に取り組む。(中略)
- 働き方を改革し、男女ともに働きやすい職場を目指す。(中略)
- 男性の家庭生活への参画を強力に促進する。(中略)
- 育児・介護等をしながら当たり前にかリヤ形成できる仕組みを構築する。(中略)

第3部 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等

○ 女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定

女性の職業生活における活躍を推進するためには、活躍の場の提供主体である各事業主において積極的かつ主体的に取組が実施されることが不可欠である。

法第9条では、厚生労働大臣は一般事業主行動計画を策定・届出をした一般事業主について、厚生労働省令で定めるところにより女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が優良な一般事業主として認定できることとしており、当該認定を取得した企業が労働市場等において評価されることを通じ、企業の取組を促進することとする。そのため、認定基準については、女性の活躍状況の水準と取組による改善度合いの両面で評価を行うことや、業種毎・企業規模毎の特性に配慮した基準とするなど、より多くの一般事業主の取組の促進につながるような効果的な制度とするものとする。なお、労働時間の状況は、女性の職業生活における活躍を推進する上で非常に重要な指標であることから、当該認定基準においても長時間労働の是正に向けて積極的に取り組む企業を優位に評価する仕組みとすることが有効である。また、当該認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)に対するインセンティブの付与について、特に求職者や投資家からの評価を通じた取組促進に重点をおいて検討する。

○ 公共調達を通じた女性の活躍推進

法第20条では、認定一般事業主等に対する受注機会の増大を規定しており、女性の活躍推進に積極的かつ主体的に取り組む一般事業主に対して、現行法令の枠組みの範囲内で、公共調達における公正性及び経済性を確保しつつ、受注の機会の増大を図ることにより、一般事業主の自主的なポジティブ・アクションを促進することとする。また、地方公共団体の公共調達において、認定一般事業主の情報や、政府のデータベースに搭載された管内の企業の情報公表内容を活用しながら、独自の基準に基づく加点等が積極的に実施されるよう、取組の促進に努めるものとする。

○ 企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進等

企業における女性の活躍状況が、就職活動中の学生等はもとより、成長につながる取組として国内外で市場から評価されてきており、企業における女性の採用・登用等の状況や女性の活躍に向けた取組等、女性の活躍に関する情報公表の促進や、女性の活躍に関する企業情報を総合的にデータベース化して提供するなど一層の効果的な「見える化」を図ることで、市場や就職活動中の学生等からの評価を通じて、更なる女性の活躍を促進する。

また、女性の職業生活における活躍の推進に向けて優れた取組を行う事業主に対する顕彰や好事例の発信により、当該事業主のみならず、他の事業主の女性の活躍推進に向けた取組を促進する。

地方公共団体においても、認定一般事業主の情報や、政府のデータベースに搭載された管内の企業の情報公表内容を活用しながら、独自の基準に基づく企業表彰や、優良企業に関する消費者等への情報発信等に取り組むことにより、管内の企業の取組の加速化を図ることが考えられる。

○ 中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の促進

社会全体において女性の活躍を推進していくためには、一般事業主行動計画の策定等について

努力義務となっている中小企業においても取組を進め、取組の裾野を広げていくことが重要である。特に、中小企業においては、行動計画の策定等に関するノウハウが少なく、事務負担が大きいことなどから、女性の活躍に関する状況の把握や課題分析の実施を支援するとともに、必要な財政的支援等を行っていくこととする。

(2) 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置

法第18条第1項では、国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要措置を講ずるよう努めるものとされている。具体的には、女性が、希望に応じて多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働きや能力に応じた処遇・労働条件を確保できるよう、必要な支援を講じることで、潜在化している女性の力を最大限に発揮できるようにすることが望ましい。そのため、以下のような取組を推進するものとする。

○ 非正規雇用における雇用環境等の整備

希望に応じて働き方を選択でき、かつ、誇りをもって働き続けることができるようにするため、非正規雇用者について働きに見合った処遇改善を推進するための施策を充実させるとともに、非正規雇用者のうち正社員への転換を希望する労働者に対する支援等を拡充する。

○ 女性の登用促進のための支援

女性が将来のキャリアプランを描きつつ就業を継続し、キャリアアップしていけるようにするため、様々な場面を通じてロールモデルの普及促進を図る。

○ 再就職支援

出産・育児等を理由に離職する女性が多いことを踏まえ、ライフステージに応じた公的職業訓練の実施や能力アップのための訓練を実施する一般事業主に対する支援等を実施することとする。

また、すべての女性が、個性と能力を最大限に発揮して希望する形での活躍が実現できるよう、職業生活と家庭生活との両立が可能となる再就職や専門資格等を生かした再就職への支援、これまでの育児や介護等の経験を生かして地域等において活躍するための支援を拡充する。

○ 起業・創業支援

起業に関する知識や手法に関する情報提供等や資金面の支援など、起業を目指す女性に対する支援策を実施する。また、起業・NPO等の立ち上げや、地域で活躍する女性等の先進的な取組を収集・発信する。

○ 女性の参画が少ない分野での就業支援

女性は、農林水産業や地域の活性化において重要な役割を果たし、6次産業化の担い手としても期待されていることを踏まえ、その能力が一層発揮されるよう支援する。そのほか、建設業や造船業、運輸業、研究機関等、女性の参画が少ない分野での就業支援や、女性が働きやすい職場環境の整備を進めることとする。

○ キャリア教育等の推進

男女が共に社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性や能力を最大限に発揮しながら、自立して生きていくことができるようにするためには、学校教育等において生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力等が培われることが重要であることから、キャリア教育の総合的、体系的かつ効果的な推進を図る。また、女子学生・生徒の理工系分野への進学状況は、いまだ他分野と比較して低い実情にあり、結果として、職業生活における理工系分野での女性の活躍が進めづらい状況になっている。そのため、理工系分野に対する女子学生・生徒の興味・関心の喚起・向上に資する取組を推進し、女子学生・生徒の理工系分野への進路選択を支援する。あわせて、理工系分野での女性の活躍に関する社会一般の理解を促進するとともに、理工系分野で活躍する女性を一貫して支援するため、関係府省や経済界、学界、民間団体など産学官からなる支援体制を構築する。

(3) 情報の収集・整理・提供及び啓発活動

○ 女性の職業生活における情報の収集・整理・提供

女性の職業生活における活躍の推進に向け、法を効果的に運用していくため、女性の職業生活における活躍に関する国際的な動向や、海外の類似の法制度の運用実績、国内における女性の職業生活における活躍の推進を図るための取組に関する具体的な事例等の様々な情報を収集し、法の運用に生かすとともに、その成果を国民に公表し、その関心と理解を深めるため、法第22条において、国は、必要な情報の収集、整理及び提供を行うこととしている。女性の職業生活における活躍の推進については、これまでも男女共同参画の観点等から、内閣府において情報の収集、整理及び提供を行ってきているところであるが、法に基づく施策の実施状況等を含め、関係省庁と連携しつつ、有用な情報の収集、整理及び提供に積極的に努めることとする。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動

女性の職業生活における活躍の推進を効果的に進めていくためには、女性だけでなく、男性を含めた社会全体の働き方や意識の改革が必要である。女性の職業生活における活躍の推進に関する国民の関心と理解を深め、その協力を得るために、国や地方公共団体において、法の趣旨や理念につ

いて周知徹底を図るための必要な啓発活動を行うこととする。

2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

(1) 男性の意識と職場風土の改革

女性が職業生活において活躍するためには、男性の家事・育児等の家庭生活への参画が重要である。働き方を見直し、家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルの提示や好事例の普及等により、男性が家事・育児等に主体的に参画しやすい社会を実現する。

併せて、社会全体の働き方や意識を改革するためには、管理職を含めた企業トップの意識改革が最も重要であることから、職業生活と家庭生活の両立や女性の活躍推進に向けた積極的な意識啓発を実施する。

(2) 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

法第2条第2項において、女性の職業生活における活躍の推進は、家庭生活における役割を果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるよう行われなければならないものとされている。

○ 職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備

待機児童の問題は、育児をしながら働くことを希望する女性等の活躍の妨げとなっており、保育等の充実を図ることは喫緊の課題である。このため、2017（平成29）年度末までに、潜在的な保育ニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保することを目指す「待機児童解消加速化プラン」を確実に実行する。併せて、同プランの確実な実行のために必要な保育士を確保し、待機児童を解消する。

また、小学校入学後に女性が仕事を辞めざるを得ない状況となるいわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、「放課後子ども総合プラン」に基づき、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備し、受入児童数の拡充を図り、利用できない児童の解消を目指す。

○ 長時間労働の是正・休暇の取得促進

職業生活と家庭生活を両立するためには、我が国の特徴的な課題と指摘されている長時間労働の是正が極めて重要である。そのため、長時間労働の是正、年次有給休暇取得の促進等ワークライフバランスに取り組む企業への支援を行い、ライフステージに応じて、男女共に希望に沿って職業生活と家庭生活を両立することを可能にするための取組を推進する。

○ 職業生活と家庭生活の両立支援に向けた企業の取組促進

一般事業主における仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を促進するため、次世代育成支援対策推進法に基づく、両立支援等の雇用環境の整備に積極的に取り組む企業の認定及び特例認定の取得を促進するとともに、制度の認知度の向上を図る。

また、育児休業取得者が発生した職場における負担軽減を図るための施策の充実や、育児休業中や復職後・再就職後の能力アップのための訓練を行う一般事業主への支援、育児休業中の代替要員の確保等の取組を行う一般事業主への支援を行う。

さらに、介護離職を防ぐための職場環境の整備に向けた具体的な取組を推進する。

○ 柔軟な働き方の推進

職場だけでなく、外出先や自宅等場所にとらわれない就業を可能とするテレワークの普及を図ることにより、男女が希望に応じて多様で柔軟な働き方を実現できるよう、企業等へのテレワーク導入支援等を行う。また、職業生活と家庭生活との両立を図りつつ、メリハリのある働き方を一層可能にするため、フレックスタイム制度の導入及び活用の促進に向けた支援を行う。

○ 職場の風土改革に効果的な人事評価制度の検討

時間当たりの生産性を重視した人事評価を含め、職業生活と家庭生活の両立を前提に、職場全体の風土や意識を変えるために効果的な人事評価の在り方について、好事例の調査研究を行うなど、検討を進める。

(3) ハラスメントのない職場の実現

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、男女共に仕事と家庭を両立しづらい職場の雰囲気やセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業取得等を理由とする不利益等、様々な女性に対するハラスメントの背景となるなど、男性を中心とした雇用慣行の大きな要因となっており、職業生活においても女性の活躍の妨げとなっている。

このため、社会全体における取組と併せて、職業生活においても固定的な性別役割分担意識の改革に向けた取組を進める。

具体的には、男女が共に家事・育児等の家庭生活における責任を果たしながら職場においても貢献していくことができる社会の実現に向けて、男性の意識改革を進めることが重要であることから、働き方を見直し、家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルの提示や好事例の普及等により、男性が家事・育児等に主体的に参画しやすい社会を実現する。

また、社会全体の働き方や意識を改革するためには、管理職を含めた企業トップの意識改革が最も重要であることから、職業生活と家庭生活の両立や女性の活躍推進に向けた積極的な意識啓発を実施する。

さらに、妊娠・出産等による解雇等の不利益取扱いやセクシュアルハラスメントが起これないよう、男女雇用機会均等法等についてあらゆる機会を捉えて周知徹底し、企業において法令に沿った措置が確実に実施されるよう、一般事業主に対する指導を徹底するとともに、女性が安心して働くことができる職場風土改革に向けた取組を推進する。

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関するその他の重要事項

(1) 国における推進体制

(ア) 事業主行動計画策定の推進

法第 14 条において、国は、一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主や一般事業主行動計画の届出をした一般事業主に対して、計画の策定、労働者への周知・公表、また、計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとしている。

一般事業主行動計画が企業規模を問わず策定・実施されるようにするためには、法の趣旨等の普及啓発から計画策定・実施までのあらゆる段階において、一般事業主に対する援助の実施に努めることが必要であることを踏まえ、事業主からの相談に応じるほか必要な支援を講じることとする。

特定事業主行動計画についても同様に、特定事業主による円滑な計画の策定等がなされるよう、地方公共団体等に対する説明会の実施など、必要な支援を講じることとする。

(イ) フォローアップ

内閣府は、関係府省と連携・協力しつつ、基本方針に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する施策の実施状況について、適切にフォローアップを行い、その結果を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを行う。

また、特定事業主行動計画の策定・実施状況に関しては、内閣人事局及び総務省と連携・協力して内閣府が、一般事業主行動計画の策定状況に関しては厚生労働省が、それぞれフォローアップを行い、概ね一年に一回、公表することとする。

(2) 地方公共団体における推進体制

(ア) 都道府県推進計画・市町村推進計画の策定

(イ) 推進計画策定の必要性

女性の有業者に占める割合や管理職に占める割合等、女性の職業生活における活躍状況は地域によって異なっていることを踏まえると、我が国全体として効果的に女性の活躍を推進するためには、国が実施する施策に加え、職業生活を営み、又は営もうとする女性にとって身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進することが重要である。また、地方創生に当たっては女性の活躍が鍵であり、活力ある地域社会の実現に向けて女性の活躍を推進する意義は大きく、この取組を計画的かつ効果的に進めるため、地方公共団体においては、法第 6 条に基づく、都道府県推進計画又は市町村推進計画（以下「推進計画」という。）を策定することが望ましい。

なお、女性の職業生活における活躍の推進に関しては、基本法に基づく「都道府県男女共同参画計画」又は「市町村男女共同参画計画」（以下「男女共同参画計画」という。）の一分野として、既に各地方公共団体において様々な取組が実施されているところ、これまでの取組を踏まえつつ、基本方針を勘案し、今後更に効果的な取組が推進されることが期待される。

この際、法に基づく推進計画と男女共同参画計画を一体のものとして策定することも考えられる。

(イ) 推進計画の策定に当たっての留意事項

○ 庁内横断的な推進体制の整備

女性の職業生活における活躍を、行政全体として推進していくため、首長を含め、庁内の関係部局の職員間で共通認識を持つことが重要である。

このため、庁内横断的な連絡会議を設置するなどして、情報や意見の交換を行うことが考えられる。なお、連絡会議は、既存の推進体制を活用することも考えられる。

○ 地域の実情及び住民のニーズの把握

実効性のある施策を実施するためには、各地方公共団体において、女性の職業生活における活躍に関する地域の実状と課題を把握し、何に優先的に取り組むべきかを検討することが重要である。把握すべき事項としては、生産年齢人口に占める女性の有業者や就業希望者の割合、管理職に占める女性の割合、男性の長時間労働の割合や育児休業取得割合、ポジティブ・アクション等に取り組む域内の一般事業主の割合や、職業生活に関する住民の意識等が考えられる。

また、施策の検討に当たっては、地域の実情に応じたものとする必要があることから、法第 18 条第 2 項に基づく住民からの相談の内容を踏まえるとともに、住民や各種団体を対象

とした説明会や意見交換会の開催、推進計画案についての意見募集の実施等に努めることが望ましい。

なお、法第 23 条第 1 項に基づく協議会を活用することも有用である。

○ **実施時期等の明記**

推進計画に基づく取組を計画的かつ効果的に実施するため、それぞれの施策について、実施時期を明らかにするとともに、当該施策により達成しようとする目標を具体的に記載することが重要である。この際、数値目標を設定するなど、取組の効果を客観的に検証できるような目標とすることが望ましい。

○ **実施状況の点検・評価**

推進計画に基づく取組によって、女性の職業生活における活躍が推進されたか、女性の直面している問題や課題の解消に役立ったかなど、施策の実施状況を点検・評価し、その結果を次年度以降の取組に反映させる、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立することが重要である。その際、住民や一般事業主、各種団体等、関係者の意見を広く聴取することが望ましい。

○ **公表**

推進計画は、その存在と内容が広く住民に周知され、その計画に沿って、地域ぐるみの取組が推進されることが重要であることから、推進計画を定め、又は変更した際には、インターネットの利用、広報誌への掲載等、適切な方法で、これを公表する必要がある。

（イ）相談体制の構築

法第 18 条第 2 項において、地方公共団体は、職業生活を営み、又は営もうとする女性やその家族等からの相談に応じ、関係機関の紹介や情報提供、助言等の必要な措置を講ずるよう努めるものとしている。

地域において、女性の職業生活における活躍を推進するためには、地方公共団体が、住民からの相談に応じ、関係機関の紹介や有用な情報の提供に努めるなど、必要な人に分野（例えば、就労、起業・創業、子育て支援、教育、福祉等）に関わらず必要な情報を横断的に提供するワンストップ機能を果たすことが望ましく、それにより、国が講ずる支援措置もより効果的に実施することが可能になると考えられる。

（ウ）協議会の普及一多様な主体による連携体制の構築一

地方公共団体において、女性の職業生活における活躍に関する施策が効果的かつ円滑に推進されるよう、法第 23 条第 1 項において、女性の職業生活における活躍の推進に関し、地域における様々な関係機関がネットワークを形成し、地域の実情を踏まえた取組を進める枠組として、国及び地方公共団体の機関により協議会を組織することができることとしている。

協議会は、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援等の措置に係る事例や、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族等からの相談に係る事例等の情報のうち、有用と思われるものについて、関係機関で共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものであり、積極的に設置・活用されることが望ましい。

また、協議会の設置を契機として、地方公共団体が、国の機関、地域の経済団体、金融機関等、多様な主体と連携を図りながら、活躍したい女性の掘り起こしから、学び直しに関する支援、キャリア形成支援、活躍の場を得た後の支援まで、女性の活躍のステージ、時間軸に応じたトータルな支援を行えるような、いわば「女性活躍のための地域プラットフォーム」とも言うべき総合的な支援体制を構築していくことが期待される。

（エ）国による地方公共団体における推進計画のフォローアップの実施と好事例の情報提供等

内閣府は、地方公共団体の取組の支援として、地方公共団体における推進計画の策定状況等について、適時、適切なフォローアップを行うとともに、好事例について情報提供等を行う。